



寄稿⑧

「ESGへの対応と記述/非財務情報の開示」

立教大学経営学部特任教授 倍 和博

持続可能な成長や企業価値の向上に資するキャッシュフローの創出とそれらの活動と直接関係性を見出しにくい社会・環境問題への取り組みに対して、企業はいかなる方法で双方の活動を両立させ得るのか。上記の問題意識に基づき、ESG（環境、社会、ガバナンス）情報開示の道標となる『記述情報の開示に関する原則』を参照しつつ、記述/非財務情報の充実に向けた今後の方向性を会計学の観点から考えてみたい。

◆ 持続可能な成長と記述/非財務情報の役割

近年、ESGへの世界的な関心の高まりや企業不祥事の発覚などの要因が重なり合い、財務情報に偏重した開示だけでは企業価値の適切な判断はできないという機運が高まる。一連の動向を重く受け止めた先進企業は、持続可能な成長を目指してESGに関わる記述/非財務情報を自主的に開示する行動へと舵を切り、財務報告を新たな方向へと導く。そうした中、金融庁が2019年3月に公表した『記述情報の開示に関する原則』（以下、『原則』）の登場により、記述/非財務情報の重要性を訴える社会の流れを形成しはじめる。『原則』では、その冒頭部分で記述/非財務情報の充実に関わる目的を「…（中略）…記述情報の中でも、投資家による適切な投資判断を可能とし、投資家と企業との深度ある建設的な対話につながる項目である、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を中心に、有価証券報告書における開示の考え方等を整理すること」と定義し、具体的な指針を展開している（1頁）。

小稿では指針の内容を踏まえながら、ESGに関わる記述/非財務情報開示のあり方に検討を加える。まず企業の持続可能な成長は、企業と関係を有するすべてのステークホルダーの利益を継続的

に充足する社会全体の利益と整合した活動によって実現できる。すなわち、企業はステークホルダーに対して経済的便益だけでなく、さまざまな情報の提供を通して信頼を得られれば持続可能な成長へとつなげられる。ここで社会全体の利益と整合する活動とは、市場メカニズムが機能する領域の活動と市場メカニズムが機能しない領域の活動に大別できる。前者の活動は利益という形で企業の持続可能性に寄与しながら自動的に社会全体の利益と整合する。一方、後者の活動には近年注目を集めるESG領域が含まれるが、企業の持続可能性と社会全体の利益との間に人為的な調整が必要となる。留意すべきは2つの活動領域間の調整も持続可能な成長にとって不可欠な取り組みとなる点である。

それでは、ステークホルダーからの信頼を得るための情報とはいかなるものか。前者の活動は財務情報、後者の活動は記述/非財務情報によって活動状況を整理するが、両者の活動内容を連携させて理解しやすい形式で提供できればアカウンタビリティ（説明責任）を遂行でき、ステークホルダーからの信頼が得られる。『原則』においても、企業の持続可能な成長に向けては従来の財務情報に加え、投資家を含むステークホルダーとの良好なコミュニケーション関係を維持するESG情報を含む非財務指標に期待を寄せており、財務報告の今後を占う重要課題と位置づけている。

◆ 私的公共領域と記述/非財務情報の関係

次に、社会全体の利益と整合する記述/非財務情報とは何かという点を検討する。アカウンタビリティにおける公的と私的との区別は主体と社会・環境との関係から整理できるが、「誰に

対してなぜ説明責任を負うのか」という構成要素に分解する際に、各要素が複雑に絡み合って重複化する。主体が誰であるかに関わらず、社会や環境との関係において公的な説明が求められる場合の責任を、法律や制度などの社会倫理観に基づく「公的説明責任」という。また、公的説明責任には説明の私的性、すなわち主体やそれに関わる個人・組織が形成する自主的な道德観・倫理観に基づく「私的説明責任」もその範囲に含まれる。こうした公共領域と民間セクターが対応（参加）可能な私的領域とが交錯する新たな領域を「私的公共領域」といい、記述/非財務情報開示の対象となり得るESGもこの領域に含まれる。

今日のESGへの関心の高まりは、市場環境の変化と呼応しながら範囲が拡大する私的公共領域への企業の対応に対して、各種ステークホルダーの関心が集まりはじめたことに端を発する。一例を示せば、現在、政府が指針の策定を進めるゴミ削減のためのプラスチックの利用状況に関わる情報開示要求には法的拘束力はない。しかし今日の企業には法令ないしは規則の遵守や手続きの適切性だけでなく、組織内部や経営資源の効率性・計画設計、プロセスの有効性に対する評価など、社会から求められる開示要求は拡大し続ける。こうした状況を踏まえ、私的公共領域に関わる情報開示に際しては「公共性」と「私的性」を別次元で捉えるのではなく、①社会・環境から求められる強制的な説明責任にどう応えるか、②自らの倫理観に基づきESGとの関係から自発的な説明責任にどう対処すべきか、社会全体の利益と整合するESG情報の収集・集計方法から検討を進める必要がある。

◆ ESGを巡る記述/非財務情報開示のあり方

公的かつ社会的な性格が強い記述/非財務情報—私的公共領域に属するESG情報—は、どのような視点で整理すれば社会からの開示要求に応えら

れるのか。第一に、事業運営に影響を及ぼし得るリスク・不確実性という観点から接近すると、私的公共領域に属するESG情報は有価証券報告書の記述情報のうちリスク情報に属する。投資家の投資判断や経営層による経営判断に密接に関わるESG情報は、経営層が目指す財務内容の方向性などと併せて記載し、達成状況や乖離の要因について財務情報を補完・補足するなど不確実なリスクが伴う事業運営への対応を目的とするからである（『原則』「I-1、I-2-1」）。プラスチック利用状況の指針を例にとれば、廃棄物量や廃棄物削減目標などのKPIを含むESG情報を収集・集計し、企業価値の測定や財務報告の分野へと反映させる意思決定材料としての役割を担うことになる。

第二に、『原則』「I-2-2」で指摘する「重要性（マテリアリティ）」という評価軸の存在である。マテリアリティを明確にしないまま情報開示へと至れば報告媒体の位置づけは曖昧となり、ステークホルダーからの開示要求に応えることは難しくなってしまう。ESGに関わる記述/非財務情報の重要性については、経営者の視点による経営上の重要性も考慮した多角的な検討が求められる。そのため、情報開示にあたってはその事象が企業価値や業績等にどの程度の影響を与えるのか考慮し、読み手が当該情報の重要性を理解できる工夫を施す必要がある。

企業の持続可能な成長に向けた適正な評価と情報開示の実践には信頼性を保証し得る財務情報に加え、毎期の利益成長に不可欠な将来の期待に関わる説明を補完・補足する記述/非財務情報の存在は欠かせない。記述/非財務情報の充実を図る第一歩としてESG領域の存在を明らかにし、自社の活動範囲を再確認する作業が新たな情報開示の道を拓くのではないか。財務報告の「質」の変化と情報開示体系への変革を促す『原則』の適用に際しても、小稿の内容を踏まえたESG情報の生成・開示プロセスについて一考していただきたい。